○近畿地方整備局告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十一号伊加賀走谷線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市伊加賀寿町、伊加賀栄町及び走谷二丁目地内

使用の部分　大阪府枚方市走谷二丁目地内

○近畿地方整備局告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十―九号伊加賀線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市伊加賀東町及び伊加賀南町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十五―七号香里田井線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府寝屋川市香里南之町、田井町及び緑町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十五―六号香里南線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府寝屋川市香里南之町地内

使用の部分　大阪府寝屋川市香里南之町地内

○近畿地方整備局告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十五―五号香里音羽線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府寝屋川市寿町、田井西町、田井町、緑町及び音羽町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業八・七・二百十五―一号香里遊歩道一号線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府寝屋川市香里本通町、香里新町及び香里南之町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・六・二百十五―二十七号枚方八尾線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府寝屋川市香里本通町及び香里南之町地内

使用の部分　大阪府寝屋川市香里本通町及び香里南之町地内

○近畿地方整備局告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十五―四号香里北線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府寝屋川市香里北之町及び香里本通町地内

使用の部分　大阪府寝屋川市香里北之町地内

○近畿地方整備局告示第二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業八・七・二百十五―二号香里遊歩道二号線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府寝屋川市香里南之町地内

使用の部分　なし